

第4回伊達市公害防止対策協議会 公開用議事録

開催日時 令和7年10月15日(水)午後2時～午後4時

開催場所 市役所 407会議室

出席者 委員5名(後藤委員、土屋委員、三品委員、菅野委員、佐々木委員)

事務局3名(市民生活部長、生活環境課長、環境係長)

会議内容

現地踏査(発電所敷地外)

プラントからの煙、周辺での臭い及び排出水の状況、燃料飛散状況、また、事業者が燃料の飛散防止のために設置した防塵ネットを確認した。

議事① 第3回協議会以降のバイオマス発電所の経過について

【質疑応答】

(1) 本格稼働後の排水検査の継続について質問があった。

市で詳細な水質検査は実施できないが、簡易検査としてPHを測定することは可能なので、状況に応じ、引き続き、簡易検査を行っていきたいと事務局より回答した。

(2) 本格稼働時の事業者による説明会の実施時期について質問があった。

事業者から、「本格稼働前に実施する」と伺っていると事務局より回答した。また、「説明会は、引き渡しを受ける、受けないにかかわらず、きちんと説明するよう」申し入れていくと事務局より回答した。

(3) 前回、ボイラー負荷が100%まで達しないという案件があったが、

原因の説明の有無について質問があった。

原因については技術的な部分というところで、詳細な話は事業者から報告を受けていないと事務局より回答した。

- (4) 試運転を続けて本格稼働していない期間と FIT 制度について質問があった。

国の FIT の申請自体も4年間は試運転を含め、猶予期間として、バイオマス発電所に関しては、国としても、ある程度の試運転のような期間を認めていると事務局より回答した。

また、バイオマス発電所の FIT 申請から4年が既に過ぎており、FIT の支払期間が 20 年より短くなると事務局より回答した。

- (5) 本格稼働と協議会による立入調査について質問があった。

協定書に立入調査の項目があり、市職員と3名以内の同行で立入調査ができる旨の協定を交わしており、商業運転(本格稼働)日以降、調査が可能であると事務局より回答した。

- (6) 12 月より本格稼働が遅れた場合の対応について質問があった。

協定自体が商業運転(本格稼働)の日から効力を有するという文言で締結しているが、仮に試運転が延びた場合、例えば試運転でも敷地内を見させていただけるか、協定に基づいたデータをきちんと提出していただけるかなど、協定上の項目を試運転であっても求めていきたいと考えていることを事務局より回答した。

(7) 市議会での質問、議論について質問があった。

議会では、今までの事業者の対応、白濁水の排出、燃料飛散などの質問があつたこと、市が行政指導する権限がこのバイオマス発電所に対してもまだ十分でない状況であること、国や県に強制力をもつた行政指導を適切に行っていただくようお願いしていくことなど答弁していることを事務局より回答した。

(8) 地下水位の異常の有無について質問があつた。

現在、市が敷地周辺3ヶ所を選定して常時、水位を観測しており、極端に水位が落ちるということは確認されていないことを事務局より回答した。

(9) 事業者からの燃料サンプルの提出有無について質問があつた。

燃料のサンプルは提出されておらず、事業者は、燃料サンプルの証明書を提出することで、サンプルの提出に替えさせていただきたいと回答していると事務局より回答した。また、県の立入調査に市職員も同行して燃料倉庫を見ており、燃料である木質とプラスチックが混合されたものが搬入され、保管されていることを確認していることを事務局より回答した。

議事②燃料飛散の原因と対策について

【質疑応答】

- (1) 燃料倉庫と燃料建屋の風下となる東側と北風が吹いた時に南側に燃料が飛散しないよう、建物の隙間になっている南側に事業者自らネットフェンスを追加設置したことについて現地踏査のとおり報告があった。ただし、冬期に強い西風が吹くため、年間を通した飛散防止効果の検証が必要であることについて意見があった。
- (2) 飛散した燃料については、シルバーパートナーズへの事業者からの委託による回収や発電所所員自らによる回収もしていることから、飛散が酷かった今年の1月～2月に比べれば、現状、飛散の程度は改善していると事務局より報告した。
- (3) 燃料を運ぶホイールローダーの通路に防塵壁のようなものを建てることはできないのか質問があった。
- 燃料倉庫へ燃料を搬入する運搬トラックが往来しており、防塵壁を作るとなれば建物の構造の変更や車両ルートの変更を含めて考えていかなければならず、今すぐにはできないのではないかと事務局より回答した。

その他(確認事項)

- ・協議会開催について、定期的な開催を原則としながら、本格稼働、あるいはトラブル発生時には臨時開催すること。
- ・次回は12月開催予定とすること。
- ・住民説明会の開催時には協議会として参加できるよう、事務局は各委員に開催日時を連絡、調整すること。

以上